

## 「太政類典」・「公文類聚」編纂過程の一考察

森 文実  
佐藤 大悟

——「公文録」目次の分類印を手がかりに——

### はじめに

本稿は、「公文録」正本・副本の目次に押された分類印を手がかりに、「太政類典」・「公文類聚」の編纂過程を考察する。

近年、国立公文書館が所蔵する明治太政官制期の公文書（「明治太政官文書」）の公開が進み、研究手法の深化を促している。

文書公開については、「公文録」副本などの一部を除くほとんどの「明治太政官文書」が国立公文書館デジタルアーカイブ上で公開され、画像でも閲覧できるようになった。

研究手法については、中野目徹氏が提唱した近代史料学の受容が筆頭に挙げられる。中野目氏は「明治太政官文書」の構造と伝来を、文書行政の三過程（文書処理・文書施行・文書保存）を分析する方法論をもとに論じた。とくに文書保存について原議綴の「保存の過程を遡及して一定の規則で編纂され伝来した経緯」を、文書処理について

「原議からうかがえる稟議制の実態に即して組織の意思決定プロセス」<sup>(1)</sup>を考察する意義を述べた。また、中野目氏と近接する視角から、文書保存に関してアーカイブズ学の記録管理史として渡辺佳子氏の<sup>(2)</sup>、文書処理に関しては稟議制による決裁・回議・勘査の機能を対象とする西川誠氏の研究<sup>(3)</sup>も発表された。

これ以降、明治政府の政策立案を探る上で「明治太政官文書」とりわけ原議綴である「公文録」に関する研究が深められてきた。「公文録」の編纂・保存の経緯については、本論中で確認するように中野目氏が「太政類典」と併せた文書群の性格、明治六年五月の皇城火災による文書焼失の影響、「燼余」の文書を含む「公文録」副本の史料的価値といった点を明らかにした<sup>(4)</sup>。これを受け水上たかね氏は、皇城火災以前の「公文録」副本と原史料とを対照し、編纂過程で付札が誤って付けられたと思しき事例を考察した<sup>(5)</sup>。「公文録」を事例に大臣・参議の決裁といった文書処理に着目することで、政府の意思決定、政治過程を精緻に描いた研究も現れている<sup>(6)</sup>。

一方、編纂物である「太政類典」・「公文類聚」の編纂については、先述した中野目氏の研究のほか、石渡隆之氏による構成・門目の整理が存在するのみである。だが、明治六年の「記録課章程」第一条に、

夫政務ヲ執ルハ人ニアリト雖モ、其人ノ依拠遵奉シテ典例規則ヲ謬ラス、能ク天下人民ノ信ヲ得テ歴世経国ノ法軼然紊レサルモノ、惟記録ノ存スルニ由ル、故ニ人事変換アリ天災迭臻アリト雖、之ヲ守護シ散逸ナラサラシムル事、政府ノ要務ニシテ一日モ忽ニスベカラサルコトナリ

と掲げられたように「典例規則」の把握は行政にとって不可欠であり、なかでも「太政類典」は「総テ照考証引ヲ要スルコトアレハ其照例事類ヲ徧挙スルノ便ニ供ス」るものと位置付けられていた。<sup>7)</sup>これを率直に受け止めれば、明治政府による記録認識や政策立案の「依拠」(拠り所)を考える上で、「公文録」に加えて「太政類典」・「公文類聚」も視野に入れる必要があるといえよう。またこれらの編纂にあたって、「公文録」を始めとする文書がいかに利用されたかは、「明治太政官文書」の文書保存の実態を探る手掛かりとなるだろう。

そこで本稿が注目するのは、決裁原議である「公文録」にみられる稟議制における文書処理と直接関係しない痕跡の存在である。「公文録」の簿冊を見ると、冒頭の目次や、各件の一枚目左上に記された件名番号、文書の欠落を示す貼紙など、明らかに文書保存・編纂時に付けられた痕跡がある。その一方で九頁、一三頁に写真を示したように、目次の上下に付された印や、各件の冒頭に付された内容を要約する付箋といった、未解明の痕跡も存在するのである。

本稿は「公文録」正本全四一〇二冊の目次を悉皆的に確認し、副本の目次と対照することで、これらの痕跡が「太政類典」・「公文類聚」

編纂に使用されたことを明らかにする。この作業を通じて、太政官の記録部局における文書保存・文書編纂の一端を考察したい。

#### 第一章 記録部局における文書編纂

##### 第一節 「公文録」・「太政類典」・「公文類聚」の概要

本章では次章以降の諸前提を、行論上必要な範囲に限り検討する。

【表1】に示したように記録部局は度重なる組織改編を経ながらも一貫して設置され、そのなかで「公文録」・「太政類典」・「公文類聚」

【表1】 記録部局の変遷

設置時期	記録部局名
明治元年11月2日～	記録編輯掛
明治4年8月～	正院記録局
明治5年10月4日～	正院外史記録課
明治8年9月22日～	正院史官第三科
明治10年1月29日～	太政官本局記録掛
明治12年3月20日～	太政官書記官局記録部
明治13年3月18日～	太政官書記官局記録課 (25日内閣書記官所管)
明治14年4月30日～	内閣書記官局記録課
明治16年5月11日～	太政官文書局記録課
明治18年12月24日～	内閣記録局 (19年1月11日記録課設置)
明治23年8月18日～	内閣記録局
明治26年11月10日～	内閣書記官室記録課

中野目徹『近代史料学の射程』96～97頁、「内閣書記官室記録課沿革略志」帳00075100より作成。

をはじめとする文書の保存・編纂が行われた。

記録部局において「公文録」を編纂した職員は、「公文録」正本・副本の目次に整頓者として記載された。整頓者とは、「実際に目次を書いた者という意味ではなく、決裁の済んだ原議を処理日順に整理して一冊に構成した者」を意味するといふ。<sup>(9)</sup> 管見の限り、目次整頓者の氏名・職名・表記方法が一致するため、正本・副本は同時期に編纂されたと考えられる。<sup>(10)</sup>

編年法で整理された「公文録」の各簿冊の表紙は、正本には茶表紙、副本には白表紙が使用されている。表紙に着目すると、現在正本に分類されているにもかかわらず、白表紙が使用され、表紙に「第一類副」の標箋のある簿冊が散見される。<sup>(11)</sup> こうした簿冊には副本が現存しないため、現在は正本として扱われているが作成当時は副本であったことが分かる。<sup>(12)</sup> また、明治六年五月の皇城火災以降の時期を対象とした副本は、通常は太政官青色罫紙を用いるが、各院省の罫紙が編綴された簿冊も見られる。謄写の過程を簡略化するため、記録部局に届いた写しそのまま副本に使用されたからだと考えられる。

一方、類聚法によって編纂された「太政類典」と「公文類聚」は、部門・部目毎に項目が整理され、「公文録」と対応する慶応三年～明治十八年までの文書は、それぞれ第一編（慶応三年～明治四年）、第二編（明治四年～十年）、第三編（明治十一・十二年）、第四編（明治十三年）、第五編（明治十四年）、第六編（明治十五年）、第七編（明治十六年）、第八編（明治十七年）、第九編（明治十八年）と、雑部、外編に分けて編纂された。<sup>(13)</sup>

「太政類典」は第一類（制度、官制、官規）、第二類（儀制、宮内、外国交際）、第三類（地方、保民、産業、運漕）、第四類（兵制、学制、

教法）、第五類（租税、理財）、第六類（民法、訴訟、刑律、治罪）と、復古始末、東北征討始末の分類で計八二五冊からなる。中野目徹氏は「太政類典」の門構成が少なくとも明治四、五、六、八、一二、一四年の六回の改変を経ており、現在の部目は明治一四年の「太政類典編纂例則」制定後に最終的に整理されたものだと述べている。<sup>(14)</sup>

「公文類聚」は政体、官職、儀制、族爵、宮廷、賞恤、文書、外交、兵制、財政、租税、学政、衛生、警察、運輸、土地、社寺、民業、民法、詞訟、刑法、治罪、内事、外事、征討の計二十五門に分類された。

## 第二節 編纂規則の変遷

次に「公文録」・「太政類典」・「公文類聚」の編纂規則の変遷を確認する。太政官の文書保存・編纂において、明治六年五月の皇城火災は重要な契機となった。中野目氏は皇城火災による文書焼失後「記録編纂が再開されるなかで、一定の分類項目に従って謄写書類を編綴していく類聚法による「太政類典」と、各年月日各省別に原議書類を編綴していく「公文録」という二系統の記録が編纂されることになった」と指摘している。この指摘を踏まえ、太政官制期の記録部局による編纂事業の進め方を検討するため、明治六年五月以降の「公文録」・「太政類典」・「公文類聚」の編纂規則を整理する。

まずは「公文録」について、明治六年六月一三日に制定された「記録課公文謄写編纂等ノ手続」<sup>(16)</sup>では、文書の原本は本部で写しを作成し、謄写本は編輯掛に移管した上で編纂・類聚し、写し済みの原本は編次して秘庫で保管することが定められた。この規則は同月に改正され、これらに加えて編輯掛は「謄写本ヲ以テ太政類典ヲ編纂シ、檢索考証ニ便ナラシム」<sup>(17)</sup>ことが明記された。

史料中で用いられる「原本」・「謄写本」はそれぞれ正本と副本を指すと考えられるが、「謄写本」と入れ替わるかたちで副本という用語が規則上初めて明記されたのは、明治十二年五月十六日制定の「公文録整頓例則」<sup>(18)</sup>である。この例則では「公文録」の簿冊を各省各月毎に整理することや、「各庁報告書」や「官員忌服」など一部の文書では副本の作成を省略することが決められ、次第に「公文録」の編纂工程が整えられていった。

「公文録」正本・副本目次の作成が最初に明文化されたのは、明治十四年十一月九日制定の「公文録編纂例則」<sup>(19)</sup>である。この例則で「搜索ノ便ニ供スルタメ、毎巻索引ヲ作りテ之ヲ巻首ニ附シ、又別ニ一年分ノ索引ヲ作りテ数冊ト為スヘシ」とされた「索引」は、「公文録」正本の目次、副本の目次、そして「公文録索引」の三つにあたる。同日制定の「公文録編纂心得」<sup>(20)</sup>によって、索引を三通浄写すること、正本用と索引用の目次は十行罫紙、副本用は十三行罫紙とすることが定められた。前述の整頓者の表記も、「主任者ハ毎巻ノ整頓ヲ終ル毎ニ巻首初行ノ下端ニ小印ヲ捺ス」ことが明文化された。

次に「太政類典」・「公文類聚」の編纂規則を、編纂の趣意、掲載項目、部門・部目の決定方針の変遷に注目して整理する。明治六年制定の「記録課章程並編纂処務順序」<sup>(21)</sup>では、「政務ノ枢要ト命令ノ原由トヲ審密詳明ニ」するため、「太政官日記及日誌諸公文ヨリ典例条規ヲ採リ、部門ヲ分ツテ類纂ス」る方針が示された。この時点で「公文録」と共に、明治六年分から遡って慶応三年分以降の公文に関して編纂を進めると決定されたが、明治四〜六年分が脱稿したのは明治八年一月であった。<sup>(22)</sup>「太政類典」編纂方針に関する模索は続き、明治七年に制定された「太政類典編纂例則」<sup>(23)</sup>では、「綱ヲ作ル冗長ナルヲ要セ

ス必ス簡易ニスベシ」と、文書内容を要約した見出しである「綱」を簡潔に記すよう定め、収録内容については「簡ニシテ脱漏アルヨリハ寧ろ、密ニシテ繁ニ失スルニ如カズ。事若疑ハシキアレハ一ニ官長ノ決ヲ請フベシ。杜撰ニシテ再ヒ補遺ノ弊勿ラシムベシ」との方針が示されている。政務の策定の要因を把握するために、「典例条規」を簡潔に提示することと、そのために必要な公文書を網羅的に編纂することの両立が目指されていた。部門・部目の構成は、明治十二年五月十六日制定の「太政類典編輯例則」<sup>(24)</sup>で、「二十門百二十一目二分ツテ類纂」すると定められた。

しかしこうした方針は明治十四年に転換する。九月の「太政類典刪修ノ概旨及ヒ其例則」<sup>(25)</sup>では、「唯博採広収ヲ務メ体裁未タ整ハ」なかつた編纂開始時の方針を改め、「今本書刪修ノ業ヲ企テ、其既ニ成レル者ハ就テ削除ヲ加ヘ、未タ成ラサル者ハ更ニ諸公文ニ拠リテ起稿シ、首尾貫通秩序整正以テ一部ノ要典ト為サント欲ス」とされた。「記事ノ詳細」については「原本并ニ諸公文」の閲覧を勧め、その「要領」を「刪修本」にまとめる方針である。十一月九日内閣書記官局記録課制定の「記録課処務規程改正」<sup>(26)</sup>でも「別ニ刪修本ヲ造ル」とが表明された。後掲の記録課の報告書によれば明治十四年時点で「太政類典」第一編・第二編の編纂は完了しておらず、記録部局は編纂の進捗状況も踏まえて、より整理された「典例条規」の提示を優先する方針を取ったといえる。<sup>(27)</sup>

これと軌を一にして、部門・部目の構成にも変化が見られる。「記録課処務規程改正」と同日の「太政類典編纂例則改正」<sup>(28)</sup>では、利便性を考慮して「部門部目ハ政務ノ変遷毎ニ事類ニ存廢アルヲ以テ、時々加除増減」することや、「一文書ノ各部目ニ干渉スル者ハ全文ヲ最関

係アル部ニ載セ、他ノ部目ニ於テハ唯其要領ヲ節録シ、或ハ索引ニノミ掲ケ其部目ニ載スルコトヲ記註ス」ることなどが定められた。この一連の規則改正からも、検索や編纂の効率化・簡素化が目指されたことが窺える。

明治十五年以降の「太政類典」は「公文類聚」と改称された。名称変更の意図について、明治十七年十月二十二日の「公文類聚訂正増補ノ主意及例則」<sup>29</sup>は今後の編纂にあたり改善すべき点として、「諸省事務ノ拡張シ公文ノ増加セルニ從ヒ、書冊ノ数日月堆積隨テ編スレハ隨テ至リ、実ニ未タ取捨剪裁」できていないという網羅的な類聚法の難点、「慶応四年十月ヨリ明治四年七月ニ至ル迄ノ書類ハ事多ク草創ニ係リ、加フルニ六年ノ炎焼ニ因リ引用ノ書未タ備ハラス、複雑殊ニ甚タ欠漏」が多い「太政類典」第一篇の難航といった点を挙げていた。編纂時期が重なる「太政類典」と初期の「公文類聚」には、掲載項目の選定方法や部門・部目の構成について大きな差異はなかったが、明治十八年六月に改めて「公文類聚凡例草案編纂例則」<sup>30</sup>が制定された。同例則は「公文類聚」編纂の目的を「公文ノ顛末關係ヲ詳載シ凡百政務ノ沿革ヲ明ニスル」こととする。この目的に見合った分類項目を整えるため、基本となる二六の門を設け、下部項目となる目については「政務ノ変遷事類ノ存廃常ナキヲ以テ」政務の変化に応じた変更を加え、公文の整理分類を行うよう定められた。編纂者と閲覧者の双方が「公文ノ顛末」を確認しやすいよう形式が整えられたといえる。

右に示したように、「太政類典」・「公文類聚」編纂に際しては、掲載項目の選定方針、部門・部目の改正が繰り返され、編纂業務の遅滞を改善するため様々な試行錯誤がなされていた。こうした試行錯誤のなかで、「公文録」正本・副本の目次に分類印が出現することとなる。

## 第二章 分類印の検討

前章を踏まえ、本章では「公文録」正本・副本の目次に押された分類印を確認し、「太政類典」・「公文類聚」の編纂作業の実態を明らかにする。「公文録」正本は全四一〇二冊の目次を、副本は全三一七八冊のうち文部省簿冊を中心に一部を抽出して目次を確認し、正本と副本の関係性や編纂時期を考慮して三つの観点から検討する。

### 第一節 分類印の種類

まず「公文録」文部省簿冊から、分類印と「太政類典」・「公文類聚」の関係性を考察する。「公文録」文部省簿冊に分類印が登場するのは、明治八年八月九月の副本が最初の事例である。そこで、明治八年〜十八年の「公文録」文部省簿冊を対象に、正本・副本の各簿冊に収録される公文と分類印の種類、「太政類典」・「公文類聚」の掲載簿冊との比較を行い、その一部（明治九年・十七年の前半）を【表2】に示した。「公文録」文部省簿冊に現れた分類印の種類とその印に対応する「太政類典」・「公文類聚」の部門を比べたのが【表3】である。

分類印の種類には、「制度」・「官制」・「官規」・「学制」・「兵制」・「保民」・「租税」・「理財」など明治十四年十一月九日の「記録課外務規程改正」による「太政類典」の部門に一致する項目と、「商法」・「外交」・「記簿」など一致しない項目が併存した。更に、例えば「学制」の分類印を押されていても、「太政類典」の「学制」に収録されず「財政」など別の部門に収録された文書も存在する。分類印と「太政類典」・「公文類聚」との対応関係をどう解釈すれば良いのだろうか。

【表3】「公文録」文部省簿冊における分類印の種類

「公文録」 の分類印	「太政類典」収録門	「公文類聚」収録門
商法	産業, 理財	—
外交	外国交際, 官規, 理財, 学制	外交
学制	学制, 保民, 外編, 官制, 儀制, 官規	学政, 学制, 財政, 官職, 賞恤, 租税
官規	官規	官職, 賞恤, 儀制
官制	官制, 官規	官職, 政体
制度	制度, 理財	政体
兵制	兵制, 学制	兵制
宮内	宮内	—
治財	理財, 学制	—
理財	理財, 学制	財政, 出納
保民	保民	衛生
儀制	儀制	儀制
租税	—	租税
地方	地方	—
運漕	運漕	—
産業	理財	—
記簿	理財	—
学校官庁内 (手書き)	官制	—
除	[未収録]	[未収録]
分類印+除	[部分収録]	—
外	外国交際, 外編	—
雑	雑	—
○	—	[収録]

この一致・不一致が生じた原因として、二つの可能性が考えられる。一つ目は、分類印が特定の時期の「太政類典」の項目に合わせて作成され、その後「太政類典」の項目が変化した後も作り直されなかった可能性である。管見の限り、分類印の種類・印影には変更はない。また一部の分類印について、文部省簿冊において「商法」は明治十一年一月以降、「記簿」は明治十一年九月以降、「治財」は明治十二年十月以降、使用されなくなる。従って分類印は、「太政類典」・「公文類聚」の部門の変更に伴って一部の印を廃止し、印がない項目を特設する場合は手書きで対応していたと推測できる。

二つ目は、「太政類典」・「公文類聚」のどの部門に掲載するかを決定する手順は複数回行われたため、分類印が最初に大まかな分類を決

める際に使用された可能性である。これを考えるため、上述した分類印の他に、「除」「外」「外編」「雑」といった印に着目したい。「除」印は文部省簿冊において、明治八年十月から明治十四年十二月まで使用され、明治十五年以降の簿冊には見られない。この使用された時期と【表3】の分析から、「除」印は、単独で使用される時は「太政類典」に収録しないこと、分類印と併用する時は文書の一部を省略することを意味し、「公文類聚」編纂にあたって廃止されたと考えられる。また、「外」、

「外編」、「雑」も同様に分析し、それぞれ「太政類典」外編に収録、にある○印については第三章第二節で後述する。

次に分類印の押され方を検討してみよう。

【表4】は、分類印の押され方に着目して、明治十八年までの文部省簿冊を十段階に区分したものである。明治十年頃まで分類印の運用方法に試行錯誤が見られるが、「太政類典」から「公文類聚」に切り替わるタイミングで「除」印が廃止されるなど、分類印の運用方法の変化と「太政類典」・「公文類聚」の編の移り変わりに連関を見出すことができるのである。

以上の文部省簿冊の検討により、例外を含みつつも分類印と「太政

【表4】「公文録」文部省簿冊の分類印の時期区分

年代	分類印の押印範囲	除印	○印	収録先の編	その他	
～8年7月	分類印無	無	無	太政類典 第1, 2編		
8年8～9月	「太政類典」採用文書のみ	無	無			
8年10月	基本的に全ての文書	有	無			
8年11・12月	「太政類典」採用文書のみ	無	無		第2編	分類項目の訂正貼紙あり ／分類印と「外」併用事例あり
9年	基本的に全ての文書	有	無			分類項目の訂正貼紙あり
10年1～3月	「太政類典」採用文書のみ	有	無			分類項目の訂正貼紙あり
10年4～12月	基本的に全ての文書	有	無			分類印は正本のみ
11年1月～14年12月	基本的に全ての文書	有	無		第3～5編	分類印+除印の文書あり
15年1月～16年12月	「公文類聚」採用文書のみ	無	無	公文類聚 第6, 7編		
17年1月～18年12月	基本的に全ての文書	無	有		第8, 9編	「公文類聚」収録文書の 分類印の上に○印あり

類典」・「公文類聚」の項目に対応関係が見られること、分類印の押され方と「太政類典」・「公文類聚」編纂体制の変化が一致することが判明した。「公文録」目次の分類印は「太政類典」・「公文類聚」編纂のために押されたと裏付けられる。

## 第二節 皇城火災以前の「公文録」副本と「太政類典」編纂

続いて、明治六年の皇城火災後になされた、火災前の年の「公文録」・「太政類典」編纂を扱う。火災前の「公文録」正本を確認したところ、明治元年の十五冊、明治二年の四冊の正本の目次に分類印が確認できた。十九冊中十七冊は(33)副本のない簿冊だが、残る二冊には正本・副本の両方に分類印が見られる。この事例を対象に「太政類典」編纂過程における「公文録」正本・副本の使用について考察する。

中野目氏、水上氏の先行研究によれば、皇城火災以前の年の「公文録」は(34)副本↓正本の順番に編纂されたが、目次に分類印を押す工程においては正本・副本のどちらが優先して用いられたのだろうか。二冊の目次を比較して違いの見られた項目を確認する。

正本「公文録・明治元年・第四十九巻・丁卯十二月～戊辰十二月・京都府伺」と副本の間で分類印に違いが見られたのは、全八九件中四七件の文書である。四七件中四五件は分類印が正本になく副本にのみ押されており、この場合は副本の分類印に従った部門の「太政類典」に収録されている。(35)これは正本「公文録・明治元年・第五十巻・戊辰～己巳・大坂府伺」と副本の間でも同様で、分類印が副本にのみあり、正本にない項目が多数である。(36)

この比較から分かるのは、「公文録」副本、正本が順に編纂された後、正本の目次を使用して「太政類典」の掲載項目を検討する場合も

わずかにあったが、最終的には副本の目次を使用して再検討したことがある。分類印についてみる限り「太政類典」編纂の過程では、皇城火災以前の分の「公文録」は焼失を免れた文書を含む副本が使用され、その写しである正本は基本的に使用されていなかった。

### 第三節 「公文録」正本・副本の併用状況

それでは、皇城火災以後の「太政類典」編纂に「公文録」正本・副本はどのように使い分けられたのだろうか。第一章で確認した通り、皇城火災後の明治六年六月の規則では、「謄写本ヲ以テ太政類典ヲ編纂シ、檢索考証ニ便ナラシム」とされていた。従って、皇城火災以後の編纂において、原則的に分類印は副本の目次に押されたと考えられる。一方、明治八年以降の正本にも例外的に目次に分類印が押された事例がある。本節では正本の目次に押された分類印を四事例に区分して検討することで、分類印による編纂作業の試行錯誤を考察する。

#### (1) 副本が存在しない事例

明治十二年以降の「官吏進退」など規則上副本が作成されなかった正本には分類印が見られる。また注(11)に示した現在正本とされる副本にも分類印が見られるが、これは副本として分類印が押されたと考えられる。

#### (2) 明治十年の正本・副本の分類印

文部省に限らず明治十年の簿冊では、正本の目次に分類印が押されている。一例として陸軍省簿冊の分類印を確認すると、明治十年一月～四月までは正本と副本の両方にあるが、五月分以降は正本のみにあり副本には存在しない<sup>40)</sup>。正本・副本の分類印はほぼ一致しており、こうした傾向は他省の簿冊でも同様である。「太政類典」の編纂にあ

【表5】 明治11年の正本・副本両方に分類印が押されている「公文録」の簿冊

簿冊巻・月・省局	正本	副本	備考
第2巻・2月・局伺	少	多	除印・雑印は副本のみ
第22巻・1月・内務省伺(一)	少	多	
第23巻・1月・内務省伺(二)	少	多	
第24巻・1月・内務省伺(三)	少	多	副本に整理用の付箋／除印・雑印は副本のみ／正本と副本で分類印の種類が違う件あり
第28巻・2月・内務省伺(四・地租改正事務局)	少	多	副本に整理用の付箋／除印・雑印は副本のみ／副本のみ手書きの「征」印あり
第75巻・1月・大蔵省伺	少	多	除印・商法印は副本のみ
第77巻・2月・大蔵省伺(二)	少	多	除印・雑印は副本のみ
第106巻・1～2月・司法省伺	少	多	除印・雑印は副本のみ
第121巻・1～3月・宮内省伺	少	多	正副両方に分類印を二度押している痕跡あり／正本と副本で分類印の種類が違う件あり

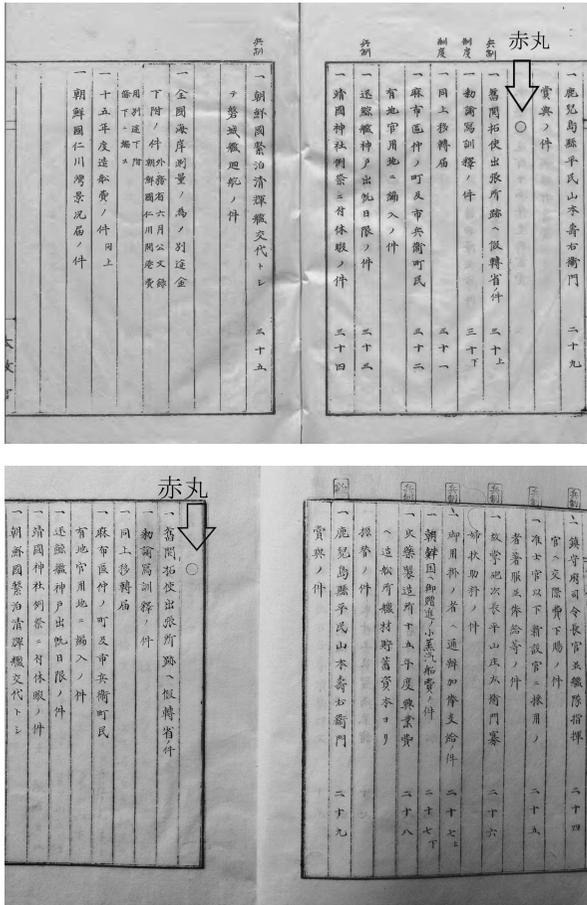
たつて、明治十年の「公文録」は正本・副本どちらを使用するのが当初未定で、途中から正本を使用するよう決定したと考えられる<sup>41)</sup>。

#### (3) 明治十一年の正本・副本の分類印

翌明治十一年の「公文録」にも、正本・副本両方に分類印が押された簿冊が九冊存在する。【表5】

九冊いずれも、正本目次よりも副本目次の方が多くの分類印が押さ

【図1】 明治15年の「公文録」正本・副本分類印の併用例



\* 上が正本、下が副本。赤丸を矢印と文字で示した。

れている。更に、第二十四巻と第二百二十一巻には、正本の目次と副本の目次にそれぞれ異なる種類の分類印が押された項目が存在する。例えば第二百二十一巻の「紀元節二付奏任官神殿参拜ノ儀達」では正本に「教法」の印、副本に「儀制」の印があるが、この一件は「太政類典」では「儀制」の方に収録されている。<sup>(42)</sup> 以上の比較結果によれば、明治十一年一〜三月にかけての一部の省の簿冊では、正本と副本の双方の目次が「太政類典」編纂のために参照されていた。分類印の量と、正本と副本で分類印が異なる項目は副本に押された分類が「太政類典」に反映されていることから、最終的に参照されたのは副本の目次であると推測できる。分類項目の検討対象が副本に集約されたことで、

明治十一年四月以降の簿冊は再び副本のみを利用し、分類印も副本のみに押されるようになった可能性がある。  
 (4) 明治十五〜十六年の正本・副本の分類印  
 この時期の簿冊の一部にも正本と副本双方の目次に分類印が押されている。明治十五年の海軍省簿冊(一〜三月、四〜六月、七〜八月、九月、十月、十一〜十二月)から、明治十五〜十六年の簿冊における正本と副本の関係性を分析してみよう。六冊全てにおいて、**【図1】**<sup>(43)</sup>のような共通した傾向が見られた。  
 すなわち目次の分類印は、正本では赤丸以降の件名に、副本では赤丸以前の件名に押されている。言い換えれば赤丸以前の前半は副本、赤丸以降の後半は正本を併用して、「公文類聚」に収録する項目を選定・分類していたとみられる。片方の分類印が手書きであることから、正本・副本を同時に(各一人が)利用して編纂の速成を図った蓋然性が高い。<sup>(44)</sup>

本章では、「公文録」正本・副本の目次に残された分類印の痕跡から、分類印が「太政類典」・「公文類聚」編纂過程の中で、掲載項目を選定する作業に用いられたことを明らかにした。分類印にみられる「公文録」正本・副本の使用方法の変化は、「太政類典」・「公文類聚」編纂方法の変化に由来しており、この変化は編纂作業の効率化を目指したものと想定される。それではこうした編纂作業は、「繁文」の解消が目指された内閣制への移行に伴い、どのような影響を受けたのだろうか。

次章では太政官制期の「太政類典」・「公文類聚」の編纂状況を確認した上で、内閣制への移行により「公文類聚」編纂作業に生じた変化を、再び分類印などの痕跡に着目して考察する。

### 第三章 内閣制への移行と文書編纂

#### 第一節 「太政類典」・「公文類聚」の編纂状況

第一章でみた通り、「太政類典」・「公文類聚」編纂に際して方針や部門・部目は度々変更され、実際の作業に大きな影響を与えていた。明治十二年以降の編纂状況は、記録部局の年報・報告書から編纂冊数も含めて確認できる。

まずは「太政類典」・「公文類聚」編纂の進行状況を確認する。明治十二年の報告書<sup>(46)</sup>は、「十二年類典草稿大凡上半年分、公文録ニ就テ謄写成ル、但シ下半年分、本年ニ至リ謄写全ク了ルニ非レハ編輯スルヲ得ス」とあり、この時点では一年分の「公文録」副本の作成が済んでから、「太政類典」の編纂作業が始められていた。

「太政類典」各編の編纂は同時並行で進められたが、中でも編纂完了までに時間を要していたのは第一編・第二編であった。既に編纂が開始されていた第二編は明治十二年には「既成ノ類典草稿副本ノ分ヲ以テ改正編輯ス」る作業が、十三、十四年にも編纂・増補作業が継続された。第二編の編纂は明治十七年には一旦完了したが、明治二十年には「四月以来法規分類大全ノ編纂ヲ親メ主任者転シテ之ニ従事シ、且其供用文書ノ便宜ニ由リ更ニ第二編ノ部門中ヲ増補スルニ及ヘリ」<sup>(47)</sup>と、「法規分類大全」の編纂に呼応して再編纂が始まり、明治二十五

年まで継続された<sup>(48)</sup>。このように編纂作業が長引いた要因として、編纂規則が改正される度にその反映作業が追加されたことが大きいと考えられる。実際に第一年報には、それまでに編纂された「太政類典」の「旧草稿ハ八年中ニ於テ部目改正アリ首尾貫カサルニ因リ、此改正ヲ要ス<sup>(49)</sup>」と記されており、部目の改正によって通常の編纂作業に加え部目の変更を反映させる作業が必要となっていた。

これらの報告書を整理すると、決裁文書が記録部局に集められてから「太政類典」、「公文類聚」の編纂が完了するまでの作業行程を以下のようにまとめることができる。

処理済の文書が記録部局に集められる↓①公文録の写し(「公文録」副本)が作成される↓②正本および副本を編綴する際に目次を付ける↓③正本は保管され、副本の目次を使用して太政類典の分類を決める↓④草稿の作成↓⑤収録項目の再検討と編纂↓⑥浄写、注記の補完↓製本完了(↓⑦再編纂)

各編の編纂作業の進行状況を整理すると【表6】のようになる。もっとも、実際には⑥が記された編について、⑦再編纂はされないまでも、注記の追記といった補完作業はその後も続いたようである。第一編から第九編までを比較してみると、十四年の「太政類典」・「公文類聚」編纂方針の変化に伴う作業効率化を目指す諸制度の導入が、実際の編纂作業を加速させていたことが分かる。

各報告書からは、記録部局での編纂作業量が年によって異なることも読み取れる。第五回報告によれば、明治十六年には「太政類典」第一編・第五編の補填作業を行い、「公文類聚」第六編については全八十三冊中三十冊の謄写を完了させている<sup>(50)</sup>が、他の年に比べて作業量は少ない。この要因は「課員宮内省ノ編纂事務ニ従フ者多ク、未タ本業

【表6】 記録部局における「太政類典」・「公文類聚」の編纂状況

編	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21～25年
一			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑦	⑦
二	⑤	⑤	⑤						⑦	⑦
三	①②	③④								
四		①②	③④	④⑤						
五			①②③	④	⑤					
六					①②	③④	⑥	⑥		
七						①②	③④⑤	⑤⑥		
八								④⑤⑥	⑤⑥	
九								③④	⑤⑥	

①「公文録」副本作成、②目次付与、③収録する部目決定、④草稿作成、⑤収録項目再検討・編纂、⑥浄写、  
注記の補完、⑦再編纂

明治12年～18年は「記録材料・記録課第一回～第七回報告書」記00879100、19年～25年は「記録材料・内閣記録局第一回報告」記00882100～「記録材料・内閣記録局第七回報告」記00895100より作成。

二着手スルノ機ヲ得サリキ<sup>(51)</sup>ためだと考えられ、記録部局の置かれた情勢が編纂作業に大きく影響していることが窺える。

このように複雑かつ労力を要する「太政類典」・「公文類聚」の編纂作業に対して、効率化を目指す試みも行われていた。明治十四年中の作業について記された第三回報告書<sup>(52)</sup>では、第一章で検討した刪修例則の制定について触れ、「本年分〔筆者注〕明治十四年一月～十二月分〕ハ大ニ取捨詳略ノ法ヲ定メ編纂ノ体ヲ改正スル所有ラントス。故ニ先ツ公文録ニ就テ目録ヲ抄出シ之カ選択ニ供ス。其分類ノ如キハ姑ク旧ニ仍ル」と「太政類典」の項目簡略化のため、「公文録」の目次を使用することが明記されている。しかし刪修例則の導入も十分な改善効果はなく、明治十七年度の第六回報告書では「着手日尚浅キヲ以テ未タ著明ナル効ヲ見ル能ハス。是等種々ノ事故アルヲ以テ勢本編ノ纂集ヲ紓フセサルヲ得ス」と記しており、現場での試行錯誤の結果、各種公文を取捨選択し編集する作業に混乱が生じていた。

## 第二節 内閣制導入の影響

こうした状況のなか、太政官制が廃止され内閣制が導入された。それに伴い発足した内閣記録局の記録課では、内閣制期の記録に加え、未完であった太政官制期の文書編纂が継続された。

明治十九年の報告書によると、編纂作業は「去年十二月官制ノ改革アリ、随テ主任者或ハ本局改革ノ事ニ任シ、或ハ臨時編纂ニ従ヒ為メニ力ヲ此編〔筆者注〕「太政類典」第一編〕ニ専ラニスルコトヲ得ス」と短期的には停滞した。しかし編纂作業の効率化や編纂物の利便性向上を目的とした編纂作業の改良は引き続き行われた。「公文類聚」第八編について「編纂ノ体例ハ旧貫ニ仍ルモ、其着手ノ順序ヲ小

変シ、公文中最モ緊要ニ係ルモノヲ摘載シ、余ハ悉ク標題ヲ類挙シ、以テ繙覽ノ便ヲ図ル」方針での編纂が進められたことがわかる。

編纂規則も変更された。明治十九年一月四日の「記録改良順序ノ梗概」<sup>(55)</sup>は、「纂文ヲ省クノ旨趣ヲ体認シ、本局記録課編纂事務モ亦漸次改良スル所アルベシ」との認識を踏まえ、「公文録」は従来の編纂規則に則って明治十八年末分まで編纂すること、「公文類聚」は明治十六年（第七編）までを従来の編纂規則で編纂し、明治十七年以降は新たな規則に則って編纂することを定めた。これに含まれる「明治十九年一月四日以後ノ諸公文編纂仮規則」では、内閣各局から受領した文書は「直チニ綱ヲ付シ原文ヲ謄写セシメ之ヲ副本トシ、原本ト共ニ門目ヲ分チテ之ヲ編纂シ、諸科随時参観ノ用ニ供スヘシ」とされた。実際に第八編以降の公文類聚目次を参照すると、いくつかの項目に×印が加筆されるなど、編纂前ではなく編纂中に項目の選定や修正がなされたことが確認できる。この時点での「公文類聚」の門は政体・官職・儀制・族爵・官廷・賞恤・文書・外交・兵制・財政・租税・学政・衛生・警察・運輸・土地・社寺・民業・民法・詞訟・刑法・治罪からなり、明治二十七年四月五日の「公文編纂例」<sup>(57)</sup>で改正された。

### 第三節 分類印○印と付箋の登場

右に述べたような編纂業務の効率化は、「公文録」簿冊に残る痕跡からも裏付けられる。明治十七年～明治十八年の「公文録」副本の目次には、分類印に加えて○印が付けられている。この変更は「公文録」正本収録の決裁文書に、文書内容を整理・要約する付箋が貼られる時期と一致する。<sup>(58)</sup>

【表2】、【図2】<sup>(59)</sup>に文部省簿冊の例を示した通り、A○印がなく分

類印のみが押された項目は「公文類聚」に掲載されず、「公文録」正本に付箋が付いたままである、B○印と分類印が共に押された項目は「公文類聚」に掲載され、「公文録」正本に付箋がないという関係が成立する。この段階での文書編纂の過程は次のように推測できる。

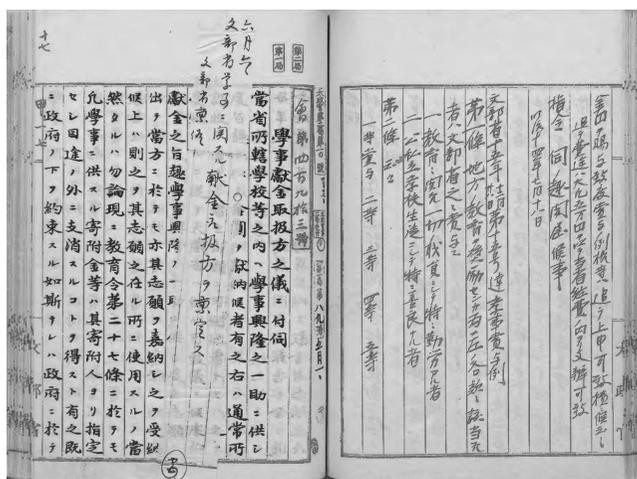
- ① 決裁を経た文書が記録部に集められる↓② 「公文録」の写し（＝副本）を作成する↓③ 正本・副本を編綴する際に目次を付ける
- ↓④ 副本の目次を使用して「公文類聚」の分類を決める↓⑤ 「公文録」正本の収録項目の原文書に付箋を貼り、草稿作成に使用する↓⑥ 収録項目を再検討し、収録することが確定した項目には、「公文録」副本目次の上に○印を付ける↓⑦ 選定した項目のみ草稿を作成し、草稿の作成が済んだ「公文録」正本の原文書から付箋を剥がす
- ↓⑧ 浄写↓⑨ 編纂完了。

内閣記録局の発足に伴い未充分の「公文類聚」の終結と編纂の一層の効率化が目指され、その過程で○印による「公文類聚」への掲載数の見直しと付箋による整理が行われた。明治元年や十四年の「公文録」にも確認できることから、「公文類聚」だけでなく「太政類典」の再編纂作業にも導入されたと考えられる。<sup>(61)</sup>

### 第四節 「太政類典」の廃棄

最後に、「太政類典」が廃棄された事例に触れたい。内閣記録局の「記録廃棄簿」によれば、明治十九年二月三日に明治元年～八年までの「旧太政類典草稿」二七箱入の一〇八綴が「其浄写ノ分ハ別ニ製本収録ス、本書ハ全ク重複シテ使用セサル」ため廃棄された。<sup>(62)</sup>これが現存する「太政類典草稿」二三八冊といかなる関係にあるかは不明だが、少なくとも草稿の一部は不要分として廃棄された。

【図2】「公文録」の付箋



内閣記録局廃止後、内閣書記官室記録課によって明治二十七年四月にも「太政類典」は廃棄された。これは明治四十一年分にあたり、編纂例則・門目を改正した第二編（明治四十一年）の「太政類典」の再編纂が終了し不要となっていた分である。明治八年に閲覧に供された簿冊を含み、第二編のものと体裁が若干異なるため保存されていたが、太政官制期の文書が大量に廃棄されたこの時に廃棄された。<sup>63)</sup>

また、「明治太政官文書」の「記録材料」に「太政類典外篇」関係の文書を見出せる。「記録材料」には「雑書」という、その名の通り多様な性格を持つ簿冊が五二冊存在する。<sup>64)</sup> そのうち二冊は太政官青色

十行野紙による写しと各省県の八行・十行野紙の原本からなる、編綴部右上に「外篇」「外へん」と書かれた文書を含んでおり、「太政類典外篇」の草稿または右の過程で廃棄された旧正本の一部と考えられる。<sup>65)</sup>

以上のように内閣制の導入後、「太政類典」は編纂終結のための整

理と、不要分の廃棄を経て、現存するかたちに整えられていった。これに対して「公文類聚」は、昭和二十九年の第七九編まで毎年度の編纂が継続されたのであった。

### おわりに

明治元年から十八年までの「公文録」正本・副本には、明治十四年十一月の規則で明文化された目次が付属している。本稿はこの目次に押された分類印に着目し、「太政類典」・「公文類聚」の編纂過程を考察した。決裁の済んだ文書の写し（＝副本）と同時に作成され、簿冊の巻頭に置かれた目次には、「太政類典」・「公文類聚」に収録するか否か、収録する場合の部門を判断するための分類印が押され、その分類に則り「太政類典」・「公文類聚」の草稿が作成された。しかし、「太政類典」・「公文類聚」の編纂方針や門目が変更されると、編纂作業は停滞した。再び「公文録」正本・副本を用いて、収録件数の減少や収録先の部門の変更を伴う再編纂を進める過程で、分類印の押し方の変化、○印や付箋の導入といった編纂方法の工夫がなされた。

現代の感覚では、編纂のために「公文録」の目次に押印したり、付箋を貼付したりすることは奇異に思われるかもしれない。しかし、目次は記録部局自らが作成したものであり、付箋は剝がすことが可能である。これに関連して中野目徹氏は、内閣記録局では「繁文ヲ省ク」という「事務整理」の観点から「編纂資料重視、原文書軽視の思想が生まれてきた」と「非常持得心得」などから読み取っている。<sup>66)</sup> こうした公文書の原本よりも編纂した記録に価値を置く傾向のもと、記録部局の官員は分類印や付箋を付与するなど「公文録」を十全に利用し、

「太政類典」・「公文類聚」を編纂していった。

決裁原議の価値という点では、皇城火災以後の「公文録」副本は正本と比べ史料の価値は低いとされる。だが、同時代に各省が閲覧できた文書は、書庫に保管された「公文録」正本ではなく副本であり、加えて「公文録」副本を基本として時に正本を用いて編纂された「太政類典」であった。本稿は「公文録」副本が正本にない情報を有することを目次部分の分類印に着目して解明し、正本・副本を併せて対象とすることで、「太政類典」の編纂において規則と作業が相互に影響しつつ効率化が目指されていく様子を明らかにした。これは「政務ノ変遷」と「公文ノ増加」を背景として、「典例規則」としての「太政類典」に、編纂作業・内容の両方で簡易性と利便性が求められる過程でもあった。明治六年の皇城炎上を契機とする編纂物の位置づけが、簡便性という価値観によって時代を下るにつれて改廃を迫られることは、太政官制期の記録編纂に通底する問題であるといえるだろう。

なお「公文録」を分析対象とした本稿では立ち入ることができなかったが、「太政類典」・「公文類聚」の簿冊にも編纂過程で付けられた種々の痕跡が存在する。「太政類典」と「太政類典草稿」の関係も含めて、これらの編纂過程の全容把握については今後の課題である。

〔付記〕本稿は、東京大学大学院人文社会科学系研究科の二〇一九年度「明治期社会経済史演習」での森文実報告をもととする。論文執筆にあたって、森が全体の草稿を執筆し、佐藤が加筆し、共同で修正した。

## 註

(1) 中野目徹『近代史料学の射程』（弘文堂、二〇〇〇年）一三頁。

(2) 渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年）。

(3) 西川誠「左院における公文書処理」（『日本歴史』五二八号、一九九二年）、同「参事院の創設」（『書陵部紀要』四八号、一九九六年）、同「カガミの成立」（『日本歴史』六二八号、二〇〇〇年）。

(4) 中野目徹「公文録」と「太政類典」（前掲、『近代史料学の射程』）、同「近代太政官文書の形成過程」（明治維新史学会編『明治維新と史料学』吉川弘文館、二〇一〇年）。

(5) 水上たかね「皇城火災以前の「公文録」の性格について」（『東京大学日本史学研究室紀要』二二二号、二〇一八年）。

(6) 代表的研究として、川越美穂「明治一〇年前後における天皇と太政官内閣」（『史学雑誌』一一三編五号、二〇〇四年）、柏原宏紀「太政官制潤飾の実相」（『日本歴史』七五〇号、二〇一〇年）、小幡圭祐『井上馨と明治国家建設』（吉川弘文館、二〇一八年）第二部。

(7) 「記録課章程並編纂処務順序」（中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集』岩田書院、二〇〇九年、一一六―一一七頁）。以下、本書からの引用は『史料集』と略記し、出典史料にあたり誤植を修正した。本稿では史料引用に際して旧字体は新字体に改め、合字は開き、句読点を付した。

(8) 中野目徹氏は「処理の終了した原議の移管を受け、それを編纂・保存する部局」を「記録部局」と呼び、「文書の起案から処理までを担当する部局」である「原局」と区別している（前掲、中野目徹『近代史料学の射程』九五頁）。本稿もこの定義に従い、

「公文録」等の編纂を担当する部局を記録部局と総称する。

(9) 前掲、中野目徹『近代史料学の射程』三五頁。

(10) 整頓者の氏名・官等に着目することで、簿冊の編綴時期を特定できる。例えば、整頓者の中沢重信が五等属であった期間（明治十二年十二月～十三年十二月）を踏まえて「公文録」の目次整頓者欄を確認すると、明治十三年十二月時点で同年九月頃までの「公文録」の編綴作業が終了していたことが読み取れる。

(11) 管見では、明治二年五十二卷「京都府伺附録」、八十八卷「斗南藩伺」、百四十六卷「名古屋藩伺」、明治三年八十五卷「京都府伺附録（二）」、明治四年百二十一卷「式部寮伺」、明治五年五十九ノ三卷「工部職制並事務章程」、百三卷「官符原案抄録」、明治六年四十六ノ二卷「海軍省附録上」、四十六ノ三卷「海軍省附録下」、明治八年三百三十一卷「官符原案抄録」、明治九年二百六十七卷「官符原案抄録」、明治十年百五十一卷「官符原案抄録」、明治十一年百六十卷「官符原案抄録」の一三冊。以下、「公文録」は年・巻のみ略記する場合がある。

(12) このほか、茶表紙であっても作成当時は「公文録」でなかった簿冊が存在する。明治九年二百六十八卷～二百七十三卷、明治十一年百六十一卷～百七十四卷、明治十三年百四十五卷～百六十四ノ三卷、明治十四年二百三十九卷～二百六十卷の「巡幸雜記」、明治十八年二百一巻の「御巡幸諸規」の計六五冊は「第二類」、明治十八年百五十六卷～二百巻の「官吏進退」計四五冊は「第五類」、明治九年二百四十卷～二百六十二ノ二巻の「壘国博覧会報告」計二四冊は「第十一類」の標箋を持つ。内閣記録局が整理した「記録目録」の分類のうち、もとは「第一 公文」とは別分類

の簿冊だったが、後に「公文録」に再分類されたとみられる。

(13) 明治十四年（第五編）まで「太政類典」として編纂され、明治十五年（第六編）以降は「公文類聚」として編纂された。構成については石渡隆之「太政類典」の構成（『北の丸』二号、一七四年）、「公文類聚」の構成（『北の丸』四号、一九七五年）を参照。

(14) 前掲、中野目徹『近代史料学の射程』三六一～三七頁。

(15) 前掲、中野目徹『近代太政官文書の形成過程』一二四頁。

(16) 「記録課公文謄写編纂等ノ手続」（『史料集』一一五頁）。

(17) 「改正編纂手続」（『史料集』一一五～一一六頁）。

(18) 「書記官局記録部処務概則」（『史料集』一三三頁）。

(19) 「公文録編纂例則（抄）」（『史料集』一四七頁）。

(20) 「公文録編纂心得」（『史料集』一四八頁）。

(21) 「記録課章程並編纂処務順序」（『史料集』一一六～一一七頁）。

(22) 前掲、中野目徹『近代史料学の射程』二九頁。

(23) 「太政類典編纂例則」（『史料集』一一八～一一九頁）。

(24) 「書記官局記録部処務概則」（『史料集』一三四～一三五頁）。

(25) 「三十一、太政類典刪修ノ例規等ヲ定ム」（『諸帳簿・記録局諸則沿革録四・自明治十四年至同十九年・記録課之部 第二類編纂第三類庶務』国立公文書館所蔵、帳 00055100）。以下、本稿が参照する史料は断りのないかぎり国立公文書館所蔵である。

(26) 「記録課処務規程改正」（『史料集』一四四～一四七頁）。

(27) 明治十四年の転換については、中野目徹「公式制度の変遷と太政官・内閣における公文書管理」（『史料集』一一八〇～一一八一頁）。

- (28) 「太政類典編纂例則改正(抄)」(『史料集』一四八一―一五〇頁)。
- (29) 「公文類聚訂正増補ノ主意及例則」(『史料集』一五三一―一五五頁)。
- (30) 「公文類聚凡例草案編纂例則(抄)」(『史料集』一五六―一五九頁)。
- (31) 正本は国立公文書館デジタルアーカイブで画像を閲覧し、画像未公開の簿冊はマイクロフィルムで閲覧した。副本は国立公文書館で原本を閲覧した。
- (32) 部門の変化によると推定される。例えば明治十三年分から記録簿は出納と共に理財とされた(「記録課第二回報告書」)、「記録材料・記録課第一回〜第七回報告書」記00879100)。
- (33) 明治元年五二―六四巻、二年三九、四〇、四二巻の一六冊は全て士大夫伺。二年一四六巻の名古屋藩伺は白表紙で「第一類副」の標箋がある、当初は副本とされた簿冊である。
- (34) 前掲、中野目徹「近代太政官文書の形成過程」一二七頁、水上たかね「皇城火災以前の「公文録」の性格について」五〇頁。
- (35) 正本は公00049100、太政官公文青色十三行野紙を使用する。副本は公副00049100、京都府野紙、太政官青色十行野紙を使用する。
- (36) 残り二件は、「亀井隠岐守外五人へ市中見廻ノ儀御達」と「村町地身分違ヒノ者買取ノ節名代差出諸役可相勤旨御達ノ儀申立」である。前者は正本が「地方」、副本が「保民」、後者は正本が「民法」で副本に印はない。「太政類典」の部門は正本の印が反映された。
- (37) 正本は公00050100、太政官公文青色十三行野紙を使用する。
- 副本は公副00050100、大坂府野紙、太政官青色十行野紙を使用する。
- (38) 例外の「下大夫森将監領地ノ儀ニ付御達」は正本が「治財」、副本が「地方」で、「太政類典」の部門は「森宗兵衛本領安堵」として「理財」門に収録された。
- (39) 「改正編纂手続」(『史料集』一一五―一六頁)。
- (40) 明治十年・第八十〜八十七巻。正本は公02990100〜公02997100、副本は公副02990100〜公副02997100。
- (41) 明治十年は「太政類典」第二編(明治四〜十年)に含まれるが、明治十年の「公文録」がいつ利用されたか(いつ分類印が押されたか)は史料からは特定できない。
- (42) 「太政類典・第三編・明治十一年〜明治十二年・第十二巻・儀制・朝拝宴会」太00616100。
- (43) 「公文録・明治十五年・第百十一巻・明治十五年四月〜六月・海軍省」公03319100、「公文録(副本)・明治十五年・第百十一巻・明治十五年四月〜六月・海軍省」公副03319100。
- (44) 赤丸以降の文書について、明治十七・十八年には正本にも、また【表2】に一部を示したように副本にも印は見られない。
- (45) 前掲、中野目徹『近代史料学の射程』二九三―三〇〇頁。
- (46) 以下、「太政官書記官局記録部第一年報」(前掲、「記録材料・記録課第一回〜第七回報告書」)。
- (47) 「記録材料・内閣記録局第二回報告」記00883100。
- (48) 「記録材料・内閣記録局第七回報告」記00895100。
- (49) 前掲、「太政官書記官局記録部第一年報」(「記録材料・記録課第一回〜第七回報告書」)。

- (50) 「記録課第五回報告書」(同右)。
- (51) 「公文類聚訂正増補ノ主意及例則」(『史料集』一五三頁)。
- (52) 前掲、「記録課第三回報告書」(「記録材料・記録課第一回〜第七回報告書」)。
- (53) 「記録課第六回報告書」(同右)。
- (54) 「記録材料・内閣記録局第一回報告」記00881100。
- (55) 「記録改良順序ノ梗概」(『史料集』一三二―一三三頁)。
- (56) 「記録編纂仮規則」(『史料集』一三四―一三五頁)。
- (57) 「公文編纂例則」(『史料集』二五四―二五五頁)。
- (58) この付箋は、「公文録」を題材とした平成二九〜三一年度の東京大学大学院明治期社会経済史演習で度々言及されていた。平成三一年四月一七日上西晴也氏報告は、明治十七年の農商務省の「公文録」正本を検討し、付箋は「公文類聚」編纂のために付されたとの結論を示している。本稿は分類印との関係から付箋を併せて検討する。
- (59) 「学事献金取扱方ノ件」(「公文録・明治十七年・第百七巻・明治十七年一月〜六月・文部省」公0371100)。付箋には「六月六日 文部省学事ニ関スル献金取扱方ヲ稟定ス 文部省稟候」とある。付箋下部の「宮」は旧公文類聚終結員・旧公文類聚訂正増補終結員の宮崎幸磨を指すとみられる(「記録局分科(抄)」『史料集』二三四頁)。
- (60) 「公文録(副本)・明治十八年・第八十八巻・明治十八年一月〜六月・文部省」公副03983100には、裏表紙に「副本謄写ノ例本年ヨリ無用ノ空行ヲ省キ一事件毎トニ接続謄写セルヲ以テ、又閲覧ノ便ヲ謀リ欄外ニ於テ其衙署ノ名印ヲ捺ス。但上申本文ハ朱印、付属書類ハ青印ヲ用ヰ其區別ヲ明ニス」とあり、ここにも「繁文ヲ省ク」意図が見受けられる。
- (61) 例えば、「公文録(副本)・明治十四年・第百六十一巻・明治十四年八月〜九月・文部省」公副0306100には、付箋がある文書が三件収録される。
- (62) 「諸帳簿・記録廃棄簿・明治二十年一月起・内閣記録局」帳00071100。記録部局による文書廃棄については柏原洋太「太政官・内閣の記録管理部局による文書管理業務」(松尾正人編『近代日本成り立ちの研究 政治・外交編』岩田書院、二〇一八年、二一四―二一五頁)、同「太政官・内閣の記録管理部局作成文書について」(『中央史学』四一号、二〇一八年、一〇六一―一〇七頁)。
- (63) 「諸帳簿・記録廃棄簿・内閣記録課」帳00072100。明治二七年四月五日起案の文書で、「太政類典」については別紙とされた「記録目録」の用紙に計六九八冊記載される。
- (64) 「記録材料・雑書」の性格に注目を促す指摘として、小林延人「小幡圭祐著『井上馨と明治国家建設―「大大蔵省」の成立と展開―』」(『史学雑誌』一二八編二号、二〇一九年)七四―七六頁。
- (65) 「記録材料・雑書」記00392100、記00393100。「外篇」等の痕跡は画像では見られないが、原本では確認できる。
- (66) 中野目徹「内閣記録局の公文編纂」(同『書生と官員』汲古書院、二〇〇二年)一四一頁。

【表2】 明治9年1～6月、17年1～6月「公文録」文部省簿冊の副本目次・「太政類典」「公文類聚」対照表

時期	番号	「公文録」副本の目次件名	副本の分類印	「太政類典」「公文類聚」の編巻・部門	「太政類典」「公文類聚」の件名
明治九年一～六月	1	政始田中大輔奏議	儀制	[収録なし]	
	2	陸海軍始ノ兩日休暇届	除	[収録なし]	
	3	本省及学校旗章米国博覧会へ差出方ノ儀ニ付往復并上申	商法	2編174巻・産業	各庁旗章出品
	4	東京開成学校教授独乙人クレーフエン賞与届	外交	2編36巻・官規	東京開成学校教授独逸人グレーフエン賞与
	5	弘暦者歎願内務省伺へ御指令ノ儀ニ付伺	制度	2編2巻・制度	弘暦者二五ヶ年間専売ヲ許ス
	6	大坂英語学校教諭英人テーホル代員独乙人ヘスベルト雇入届	外交	2編71巻・外国交際	大阪開成学校英人テーホル雇止独逸人チ、ヘスヘル雇入
	7	新潟英語学校教授米人マルチン雇継届	外交	2編71巻・外国交際	新潟県外国語学校教諭米人ワイコツブレ雇継
	8	東京開成学校教授英人ソンマルス同上	外交	2編69巻・外国交際	米人クレ雇継・二条
	9	入江文郎月給ヲ辞スル儀ニ付伺	外交	2編312巻・理財	入江文部省六等出仕病氣滞在中月給ヲ辞ス
	10	東京外国語学校教諭独乙人エトハルトハンゼン増給雇継届	外交	2編70巻・外国交際	独逸人ハンゼン増給雇継・二条
	11	愛知英語学校教諭英人ゼームスグウデン雇入届	外交	2編71巻・外国交際	愛知県外国語学校英人ゼームスグウデン雇入
	12	小学扶助金配付ノ儀伺	学制	2編244巻・学制	九年分小学扶助金学齡子女人員ノ分頭ヲ以テ配付・内訳書無之
	13	東京開成学校教授独乙人ワグネルへ報酬届	外交	2編36巻・官規	東京開成学校教授独逸人ワクテル職務外ノ報勞金ヲ贈ル
	14	同上米人アリン増給雇継届二通	外交	2編69巻・外国交際	米人アリン増給雇継、アリン同学科兼務増給
	15	宮城英語学校敷地元所有主名前誤写ノ儀ニ付上申	(学制)	2編245巻・学制	宮城英語学校敷地交付・二条
	16	東京外国語学校教諭瑞西人ヲットウセン雇継届	外交	2編70巻・外国交際	瑞西人ヲットウセン雇継
	17	第三第四二大学区々画改正伺	学制	2編245巻・学制	岡山県ヲ第四大学区ニ属ス
	18	東京外国語学校露語教諭タラフテンベルク半途解約届	外交	2編70巻・外国交際	魯国人タラフテンベルク解免給料及旅費ヲ給与ス・二条
	19	東京医学校教授独乙人ハウルマエツト雇入届	外交	2編70巻・外国交際	倅人ハウルマエツト雇入
	20	東京外国語学校教諭清人葉松石増給雇継届并報酬届	外交	2編70巻・外国交際	清人葉松石雇継賞与
	21	東京英語学校教諭米人レーシー増給雇継届	外交	2編70巻・外国交際	米国人レーシー増給雇継

22	内務省へ書類引送方御達ニ付頒 曆規則心得ノ儀伺	制度	2編2巻・制度	頒曆規則中准刻ニ関スル事務ヲ内 務省ニ属ス
23	本省所轄博物館名称届	官制	2編15巻・官制	本省所轄ノ博物館ノミ単称其他地 名等ノ文字ヲ冠ス
24	諸収入金従前ノ通御付托ノ儀伺	学制	2編244巻・学制	諸学校補助金処分・五条
25	東京外国語学校教諭魯人ホコモ ロウ臨時日雇届	外交	2編310巻・理財	東京外国語学校教諭魯人ボロモ ロー教授兼務ニ付日給増与
26	東京医学校製薬学教授独乙人ク ラーメル臨時雇入届	外交	2編70巻・外国交際	独逸人クラーメル臨時雇入
27	東京開成学校教授英人セームス ソンマルス雇継届	外交	2編69巻・外国交際	米人クレー雇継・二条
28	東京英語学校教諭米人エムスコ ット同上	外交	2編70巻・外国交際	米国人エム、エム、スコット雇継
29	広島英語学校教諭英人レーネル 同上	外交	2編71巻・外国交際	広島外国語学校英人オートルレー ネル雇継・二条
30	府下第三大区三小区一番町本省 用地返付ノ儀ニ付上申	(学校官 庁内)	2編22巻・官制	堀端一番町用地交付並返付・二条
31	編曆事務引継ノ儀ニ付上申	制度	2編296巻・理財	編曆事務掌管替ニ付内務文部両省 経費増減
32	黒田弁理大臣帰朝ニ付休暇届	外交	2編91巻・外国交際	弁理大臣帰朝復命附神宮御遥拝並 神殿御親祭ニ付正院休暇
33	額外常費ニ属スル営繕費ノ儀ニ 付伺		[収録なし]	
34	東京女学校教諭米人ライス雇継 届	外交	2編70巻・外国交際	米人クラライス雇継・二条
35	大坂英語学校教諭英人ペンニー 同上	外交	2編71巻・外国交際	大阪開成学校ペンニー雇継
36	三宅秀外一名免職満年賜金届	除	[収録なし]	
37	上野山内用地元福聚院敷地ノ内 返付ノ儀上申	学制	2編245巻・学制	上野山内用地ノ内返付
38	東京英語学校教諭英人ポート増 給雇継届	外交	2編70巻・外国交際	英人ブラットポート増給雇継
39	同上英人ホンビー、エバンス婦 雇入届	外交	2編70巻・外国交際	英人ホンビーエバンス婦雇入
40	米国費ラ特費府博覧会ニ付派遣 官員滞留中賄料等ノ儀ニ付伺	商法	2編312巻・理財	米国博覧会へ文部省派遣官員賄料 并宿料資給増加・二条
41	八年布達全書刻成届	除	[収録なし]	
42	東京医学校教授独乙人ランゲへ 報酬金贈与届	外交	2編36巻・官規	東京医学校教師独乙人ランゲ課外 兼務ニ付報労金ヲ贈ル
43	田中大輔不在中九鬼大丞代理届	(除)	[収録なし]	
44	本省官員昇降時限届	官規	2編37巻・官規	各庁参仕退出時限・六条
45	諸学校等経営ノ儀ニ付伺	学制	2編245巻・学制	文部省所管諸学校経営適宜処分

46	東京医学校教授独乙人ヒルゲンドルフ外二名雇継届	外交	2編70巻・外国交際	予科教師ヒルゲレドルフ外二名雇継・二条
47	府下第四大区六小区向ヶ岡弥生町一番地ノ内返付ノ儀上申	学制	2編22巻・官制	向ヶ岡弥生町用地処分・三条
48	東京英語学校教諭英人ホワイト代員同国人シングルトン女雇入届	外交	2編70巻・外国交際	英人ダブリウ、ジューホワイト満期雇止マルガリタシングルトン女雇入
49	東京外国語学校教諭仏人ビジョン雇継届	外交	2編70巻・外国交際	仏人ピシヨン雇継
50	昌平館ノ儀ニ付具陳	学制	2編243巻・学制	内外人学事研究集会所トシテ昌平館貸与
51	東京医学校教授独乙人クラーム備継届	外交	2編70巻・外国交際	字人クラーム増給雇継
52	東京女学校教諭米人ワシントン女同上	外交	2編70巻・外国交際	女学校雇ミスワシントン雇継・二条
53	東京外国語学校教諭仏人プラン同上	外交	2編70巻・外国交際	仏人プラン雇継
54	日本教育志略等英訳刪正ニ付フルベツキヘ酬謝届	外交	2編174巻・産業	米人アルヘッキ出品書籍翻訳勉勵ニ付賞与
55	公立師範学校生徒并該学校ノ証書ヲ得タル者徴兵免役ノ儀伺付同上ニ付栃木県伺	兵制	2編219巻・兵制	公立師範学校生徒及該学校ノ証書ヲ得ル者免役
56	東京開成学校教授仏人クロツツ雇継届	外交	2編69巻・外国交際	クロツツ雇継
57	東京外国語学校教諭仏人モントウルヘ手当金給与届	外交	2編310巻・理財	東京外国語学校教諭仏人ド、モントウル課外兼務ニ付手当金支与
58	東京開成学校等ノ貸費生給費生ト改換届	学制	2編246巻・学制	貸費生ヲ改テ給費生トナス
59	東京開成学校教授英人エトワルト、タブリユー、サイル備継届	外交	2編69巻・外国交際	英人サイル雇継
60	同上英人タブリユー、イー、グリグスピー同上	外交	2編69巻・外国交際	法学教授英人グブリユーイーグリグスピー雇継・二条
61	同上米人ピー、ヴェー、ウエーダル同上	外交	2編69巻・外国交際	専門教師米人ウイーダル雇継
62	東京英語学校教諭米人マジエツト同上	外交	2編70巻・外国交際	米国人イーエッチ、マシエツト雇継
63	広島英語学校敷地代価ノ儀ニ付伺	学制	2編245巻・学制	広島英語学校敷地交付・三条
64	東京英語学校教諭英人ポート代員米人デービッツ雇入届	外交	2編70巻・外国交際	英人ツチポート満期雇止米人テーデービッツ満期雇止
65	本省六年第二十一号布達廃止届	(学制)	2編244巻・学制	諸学校休曜日改定・三条
66	宮城英語学校教諭英人ヘンリーリットル雇継届	外交	2編71巻・外国交際	宮城外国語学校英人ヘンリーリットル雇継

67	東京開成学校教授独乙人エドモンド、ナウマン増給届	外交	2編310巻・理財	東京開成学校教授独乙人ドクトル、エドモンド、ナウマン増給
68	長崎英語学校教諭米人アーノルト婦臨時日雇届	外交	2編71巻・外国交際	長崎広運館ケエルアーノルト婦日給雇入
69	元警視庁用地東京府下向ヶ岡弥生町一番地内需用ノ儀ニ付伺并領受届	学制	2編22巻・官制	向ヶ岡弥生町用地処分・三条
70	広島英語学校教諭英人アムステン代員米人カローザルス雇入届	外交	2編71巻・外国交際	広島外国語学校英人イアオルストアムステン雇止米人ジーカローザルス雇入
71	東京開成学校教授独乙人ワクネル米国博覧会へ出張中代員同国人ランガルト外一名雇入届	外交	2編69巻・外国交際	独逸人トクトルランガルト外一名雇入
72	学術博物場建設伺	学制	2編245巻・学制	府下上野山内ニ学術博物館ヲ建設ス
73	同上費用ノ儀ニ付伺二条	学制	2編245巻・学制	府下上野山内ニ学術博物館ヲ建設ス
74	三品内親王薫子尊御葬送日休暇届	除	[収録なし]	
75	上野山内本省用地交換ノ儀ニ付伺	学制	2編245巻・学制	府下上野山内ニ学術博物館ヲ建設ス
76	長崎英語学校教諭英人カベナ増給雇継届	外交	2編71巻・外国交際	長崎広運館英人サントアス雇止代員カベナ雇入
77	同上米人アーノルド同上	外交	2編71巻・外国交際	長崎広運館ケエルアーノルト婦日給雇入
78	東京医学校教授独乙人アールブルク雇入届	外交	2編70巻・外国交際	孛人ヘルマンアールブルク雇入
79	東京外国語学校教諭独乙人ウキツトコースキ満期雇止代員同国人セツケンドルフ同上	外交	2編70巻・外国交際	外国語学校教師孛人ウツトコースキ雇止セツケンドルフ雇入
80上	海外留学生派遣届	外交	2編248巻・学制	開成学校生徒三浦和夫等二十一名米仏兩國へ留学・二条
80下	東京医学校教授独乙人ドクトルヒルゲンドル氏外二人傭継届	外交	2編70巻・外国交際	予科教師ヒルゲンドルフ外二名雇継・二条
81	同外国語学校教諭仏人ブラン雇満期ニ付賞与届	外交	2編70巻・外国交際	仏人ブラン満期解約賞与
82	同医学校教授独乙人ドクトルエルウインベルツ雇入届	外交	2編310巻・理財	東京医学校教授独乙人ドクトル、ベルツ増給
83	同外国語学校教諭魯人タラクランベル雇止外一人雇入届	外交	2編70巻・外国交際	魯国人代員カストイリヨフ雇入
84	同英語学校教諭英人ホンビーエハンス婦雇継届	外交	2編70巻・外国交際	英人ホンビーエバンス婦雇継・二条

明治十七年一 六月	1	事務規程改正追加ノ件共二	○官制	8編1巻・政体・官職	文部省事務規程改正附条中改正追加
	2	十六年十一月内達入学禁止ノ生徒解禁後採用ノ件	○学制	8編42巻・学政・衛生	文部省十六年十一月内達入学禁止ノ生徒解禁後採用方ヲ候ス
	3	十四年七月三十八号布告但書改正ノ件	○学制	8編42巻・学政・衛生	明治十四年七月第三十八号布告小学校設置区域画定方但書ヲ改定ス
	4	東京大学実地研究旅費規則改正ノ件	○理財	8編39巻・財政	文部省所轄東京大学実地研究旅費規則ヲ改正ス
	5	官立公立師範学校卒業証書及府県教員免許状没収ノ件内務卿連署	○学制	8編42巻・学政・衛生	官立公立師範学校卒業証書及府県教員免許状没収方
	6	東京外国語学校ノ所属トシテ該校内ニ商業学校設置ノ件	○学制	8編42巻・学政・衛生	東京外国語学校内ニ商業学校ヲ設置ス
	7	学務委員薦挙方ノ件	○学制	8編3巻・官職	学務医員ハ其薦挙人ニ於テ故ナク薦挙ヲ怠リ或ハ拒ミタル場合ニ限り知事令之ヲ特撰スルヲ得
	8	学務委員給料旅費職務取扱費等ノ件	○学制	8編3巻・官職	教育令第十条但書ノ手續ニ従ハサル学務委員ノ処分方
	9	学費怠納者処分方ノ件	○学制	8編42巻・学政・衛生	文部省学費怠納者処分方ヲ稟定ス
	10	官立学校卒業証書ノ件	○学制	8編42巻・学政・衛生	体操伝習所伝習員並大学各学部撰科生ノ卒業証書ハ徴兵令ニ効力ヲ有セサルモノトス
	11	官吏恩給令疑義ノ件	○官規	8編7巻・賞恤	官吏恩給令追加第二十九条中質疑
	12	動植物及金石採集ノ為メ江沼元五郎朝鮮国へ出張ノ件	学制	[収録なし]	〔「公文録」正本に付箋あり〕
	13	外国教師備入ノ件	学制	[収録なし]	〔「公文録」正本に付箋あり〕
	14	東京大学教員ノ内学術研究ノ為メ本官ヲ以テ海外へ出張ノ件	○学制	8編42巻・学政・衛生	東京大学教員ノ内学術研究ノ為メ本官ヲ以テ海外へ出張セシム
	15	学校教員勤続年数計算方ノ件	○官規	8編5巻・儀制・族爵・宮廷	叙勲条例附則二関シテ文部省直轄学校教員勤続年数計算方
	16	学事上賞与郡区長奏任ノ者へ取計方ノ件	学制	8編7巻・賞恤	文部省学事上郡区長奏任ノ者へ賞与取計方ヲ稟定ス
	17	学事献金取扱方ノ件	理財	[収録なし]	〔「公文録」正本に付箋あり〕
	18	京都府女学校資本金ノ件	理財	[収録なし]	〔「公文録」正本に付箋あり〕
	19	海外留学生各地製造場等巡験費支給方ノ件	理財	[収録なし]	〔「公文録」正本に付箋あり〕
	20	十四年度経費残金ノ件	理財	[収録なし]	〔「公文録」正本に付箋あり〕
	21	十五年度経費金ノ件	理財	[収録なし]	〔「公文録」正本に付箋あり〕
	22	年度違経費ノ件	理財	[収録なし]	〔「公文録」正本に付箋あり〕
	23	官金棄損ノ件	理財	[収録なし]	〔「公文録」正本に付箋あり〕

24	昇降時限ノ件共二		[収録なし]	
25	十六年事務報告書進達ノ件		[収録なし]	
26	東京職工学校一覧表同上		[収録なし]	
27	体操伝習所延焼届ノ件		[収録なし]	
28	地所受授等ノ件共三		[収録なし]	

- ・「公文録」副本の目次件名は、国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている正本の目次および件名検索結果と字句に若干の違いがあるが、副本の目次部分の表記に従った。
- ・副本の分類印について、貼紙のものは（ ）でくくった。
- ・「太政類典」・「公文類聚」の件名は、国立公文書館デジタルアーカイブでの件名検索結果の表記に従った。